

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正

する等の法律案（閣法第三六号）（先議）要旨

本法律案は、最近における漁業を取り巻く情勢の変化に対応して、漁業経営に関する補償制度の改善を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、漁船損害等補償法の一部改正

- 1 漁船保険組合について、区域制限を廃止し、全国を区域とする組合の設立を可能とするとともに、十分な保険金支払能力を有する者のみ設立認可するための要件を追加することとする。
- 2 漁船保険組合に対する再保険事業等を行う漁船保険中央会を廃止することとする。
- 3 普通損害保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険により填補する範囲に、だ捕・抑留等による事故により生じた損害を加え、特殊保険を廃止することとする。

二、漁業災害補償法の一部改正

- 1 養殖共済について、地域漁協内の養殖業者の全員から申込みがあった場合に限り共済契約の締結を可

能とする全員加入制度を廃止することとする。

2 養殖共済の対象に、内水面において営む養殖業を追加することとする。

3 特定養殖共済について、地域漁協内の漁業依存度の低い者を除く全員が加入すれば高率の掛金補助が可能となるよう、所要の規定を整備することとする。

三、漁船乗組員給与保険法の廃止

一 の 3 により、抑留中の漁船乗組員への給与支払を、漁船船主責任保険によって填補する範囲に含めることとするため、漁船乗組員給与保険法を廃止することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一 の 1 については公布の日、二 の 2 については公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。